

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の規制措置について

平成 27 年 7 月に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」が公布されました。本法では、規制措置として、「建築物エネルギー消費性能適合性判定」及び「建築物の建築に関する届出義務」が創設され、平成 29 年 4 月より施行されました。

また、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（改正建築物省エネ）」が令和元年 5 月に公布され、同年 11 月に一部施行、令和 3 年 4 月に全部施行となりました。

1. 規制措置の概要

● 建築物エネルギー消費性能適合性判定（適合性判定）【法第 12 条関係】

300 m²以上の非住宅建築物（特定建築物）の新築又は増改築をする際、その工事に着手する前に、特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を提出し、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けることが義務化されました。これにより、計画が建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）に適合しない場合、建築基準法の確認済証や検査済証の交付を受けられなくなります。

● 建築物の建築に関する届出等（届出）【法第 19 条関係】

300 m²以上の建築物（住宅・非住宅）の新築又は増改築をするときは、その工事に着手する 21 日前（民間審査機関による評価書を提出する場合には 3 日前）までに、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を建設地の所管行政庁に届け出ることが義務化されました。届出を怠った場合又は虚偽の届出をした場合で、工事に着手したときは、50 万円以下の罰金が科されることがあります。

2. 適合基準

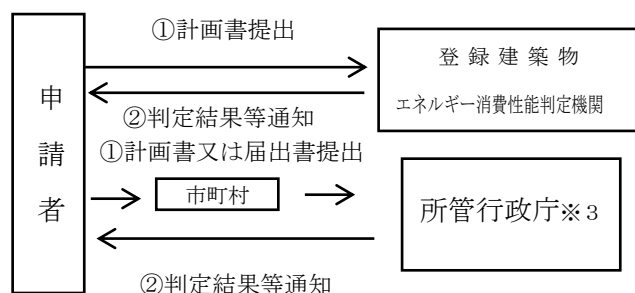
			H28. 4. 1 以降に新築等をした建築物	H28. 4. 1 に現に存する建築物
非住宅	外皮	PAL*	適用除外	適用除外
	一次エネルギー消費量		$\frac{\text{設計値 (OA 機器等除く)}}{\text{基準値 (OA 機器等除く)}} \leq 1.0$	$\frac{\text{設計値 (OA 機器等除く)}}{\text{基準値 (OA 機器等除く)}} \leq 1.1$
住宅	外皮	UA 値	設計値 ≤ 基準値	適用除外
		η AC 値	設計値 ≤ 基準値	適用除外
	一次エネルギー消費量 ※1		$\frac{\text{設計値 (家電等除く)}}{\text{基準値 (家電等除く)}} \leq 1.0$	$\frac{\text{設計値 (家電等除く)}}{\text{基準値 (家電等除く)}} \leq 1.1$

※1 住宅の 1 次エネルギー消費量基準については、住棟全体（全住戸+共用部の合計）が表中の値以下になることを求める。

3. 審査手続

● 適合性判定にあたっては、計画書と添付書類を建設地の各市町村の担当窓口又は建設地を業務区域とする登録建築物エネルギー消費性能判定機関に提出してください。

● 届出の際は、届出書と添付書類を建設地の各市町村の担当窓口に提出してください。



※3 富山県内においては、富山県、富山市、高岡市

4. 判定手数料

適合性判定でのみ建築物の用途、規模、計算方法ごとに手数料を設定しています。

詳しい手数料については、富山県、富山市、高岡市の各々のホームページをご覧ください。

5. 計算支援プログラム

国立研究開発法人建築研究所ホームページ

◆ 住宅・非住宅に関するプログラム及びプログラムの解説

<http://www.kenken.go.jp/becc/>

6. 計画書等の提出先

建設地	提出窓口		相談窓口	
富山市	富山市 建築指導課	076-443-2108	同左	
高岡市	高岡市 建築政策課	0766-20-1429	同左	
射水市	射水市 建築住宅課	0766-51-6683	高岡土木センター 建築課	0766-26-8426
氷見市	氷見市 都市計画課	0766-74-8079		
小矢部市	小矢部市 都市建設課	0766-67-1760 (代)		
砺波市	砺波市 都市整備課	0763-33-1447	砺波土木センター 建築課	0763-22-6271
南砺市	南砺市 建設維持課	0763-23-2022		
魚津市	魚津市 都市計画課	0765-23-1031	新川土木センター 建築課	0765-22-9117
滑川市	滑川市 空家等居住対策課	076-475-2111 (代)		
黒部市	黒部市 都市計画課	0765-54-2111 (代)		
入善町	入善町 住まい・まちづくり課	0765-72-1100 (代)		
朝日町	朝日町 建設課	0765-83-1100 (代)		
舟橋村	舟橋村 生活環境課	076-464-1121 (代)	富山土木センター 建築課	076-444-4449
上市町	上市町 建設課	076-472-1111 (代)		
立山町	立山町 建設課	076-462-9975		
登録建築物エネルギー消費性能判定機関		下記のホームページにてご確認ください。※4		

※4 省エネ適合性判定・届出の窓口の検索ページ（住宅性能評価・表示協会のホームページ）

http://www.hyokakyoukai.or.jp/shouene_tekihan/

◎詳細については、富山県建築住宅課のホームページをご覧ください。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1507/index.html

このリーフレットの内容についてのお問い合わせは
富山県建築住宅課（076-444-3357）までお願いします。